

苅田町指定給水装置工事事業者のみなさまへ

令和8年7月1日より給水装置工事 申請の『運用見直し』を行います

ポイント

- ◇担当職員が工事費の設計・積算を行い工事費の予納を義務付けていた予納金制度につきまして、令和6年4月1日より見直し運用しておりました。今回、その運用の適用範囲を拡大します。
- ◇主な変更点は、以下をご覧ください。

主な変更点

- ◇引き込み工事の設計（製図）・積算は、指定給水装置工事事業者によるものとし、予納金（工事費）の納付は不要となります。口径別納付金及び手数料等の納付は、従来どおり必要です。
- ◇開発行為（ミニ開発は含まない）の申請は、従来どおり予納金（工事費）の納付が必要です。
- ◇不断水工事（割丁等）を用いる申請は、従来どおり不断水立会が必要です。
- ◇その他の申請は、その都度、管理者と協議するものとします。

その他

- ◇対象は、令和8年7月1日以降の申請です。
- ◇給水装置工事の申請方法などは、「給水装置工事の手引き」（町ホームページ）をご覧ください。

問い合わせ先

苅田町水道課 工務担当
TEL 093-434-1989
FAX 093-435-2011
E-mail suidokyoku@town.kanda.lg.jp